

平成27年度 新屋地区自主防災協議会総会並びに研修会

と き 平成27年6月9日(火) 13:30～
ところ 西部市民サービスセンター

総 会

1 開 会

2 会長あいさつ 小島 初男

3 来賓紹介

秋田市西部市民サービスセンター	所長	福井 亨	様
秋田市総務部防災安全対策課	課長	夏井 浩	様
秋田市総務部防災安全対策課	主席主査	佐藤 伸	様
秋田消防署新屋分署	分署長	伊藤博之	様
秋田中央警察署新屋交番	所長	加藤 誠	様

4. 議長選出

5. 議 事

- (1) 議案第1号 平成26年度事業報告
- (2) 議案第2号 平成27年度事業計画(案)
- (3) 議案第3号 組織変更及び役員改選(案)
- (4) 議案第4号 会則改正(案)
- (5) その他

6. 議長退任

7. 閉 会

研修会

1. 開 会

2. 講 話

演題 (地震発生時の対応及び防災に関わる空き家対策)

講師 秋田市総務部防災安全対策課主席主査 佐藤 伸 様

3. 閉 会

議案第1号

平成26年度事業実施報告

期 日	事 業 名	備 考
5月20日	新屋地区自主防災協議会 総会並びに研修会 参加者11町内他で28名	講話、演題は秋田市津波ハザードマップ について 会場 ウェスター
7月19日	地域安全パトロールの実施	日新小学校、幼稚園、保育園等の周辺 事務局員、4名
8月29日	秋田市総合防災訓練 新屋地区 参加者 280名余り	会場 西部センター、県営住宅 日新小学校、 雄物川河川敷 等4カ所
11月28日	新屋地区道路除排雪懇談会 参加者 27名	会場 ウェスター 新屋地区町内会長、除排雪業者 秋田市ゆき対策担当、

議案第2号**平成27年度事業計画**

期 日	事 業 名	備 考
6月9日(火)	新屋地区自主防災協議会 総会並びに研修会	会場 ウェスター
10月 上旬	秋田県防災学習館に於て体験学習	会場 由利本庄市岩城道川
11月 下旬	新屋地区道路除排雪懇談会	会場 ウェスター
年 間	地域安全パトロールの実施	新屋全域
年 間	火災警報器・火災消火器設置の 呼びかけ	
年 間	家具の配置と転倒防止対策の 呼びかけ	
年 間	秋田市が実施する防災訓練等に 積極的に参加	

議案第3号**組織変更及び役員改選**

会 長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
幹 事	若干名
顧 問	若干名

議案第4号**会則改正**

第6条及び9条

「新屋地区自主防災協議会 組織」改編

【新 組 織】

会 長	新屋振興会 会 長
副会長	〃 副会長（1名）
〃	町内会長 （2名…輪番制）
事務局長	新屋振興会 安全対策部長
副事務局長	町内会長 （1名…輪番制）
事務局	新屋振興会 安全対策部
幹 事	各町内会自主防災隊隊長（各町内から1名）
顧 問	秋田市消防団新屋分団長
〃	秋田市中心防犯協会新屋支部長
〃	秋田地区交通安全協会新屋支部長
〃	秋田市赤十字奉仕団新屋分団長
〃	新屋地区民生・児童委員協議会会長

【現 組 織】

会 長	新屋振興会 会 長
副会長	〃 副会長
〃	秋田市消防団新屋分団長
〃	秋田市中心防犯協会新屋支部長
〃	秋田地区交通安全協会新屋支部事務局長
〃	秋田市赤十字奉仕団新屋分団長
事務局長	新屋振興会 安全対策部長
事務局	新屋振興会 安全対策部
幹 事	各町内会自主防災隊隊長・自主防災会会長

新屋地区自主防災協議会会則 (改正前)

(名称)

第1条 この会は、新屋地区自主防災協議会（以下「会」という。）という。

(組織)

第2条 この会は、新屋地区内の防災関係組織等をもって組織する。

2 この会の会員は、前項の組織の代表者をもって構成する。

(事務局)

第3条 この会の事務局は、事務局長宅に置く。

(目的)

第4条 この会は、会員相互の連携を密にするとともに、防災知識および技術の向上に努め、地震その他災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減をはかることを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 地震等に対する災害予防および防災技術に関すること。

(3) 消防機関および各防災関係組織等との情報交換に関すること。

(4) その他この会の目的達成のため必要と認める事業。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 事務局長 1名

(4) 幹事 若干名

(役員を選出)

第7条 前条に定める役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。

(役員任務)

第9条 会長は、この会を代表し会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局長は、この会の事務を行う。

4 幹事は、この会の運営および必要な事項について協議する。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会および役員会とする。

2 会議は、必要に応じて会長が招集する。

3 会議の議長は、会長とする。

(委任)

第11条 この会則で規定するもののほか、この会の運営に必要な事項については、会長が別にこれを定める。

附 則

この会則は、平成13年9月1日より施行する。

この会則は、平成17年9月1日一部改正する。

この会則は、平成21年9月1日一部改正する。

新屋地区自主防災協議会会則

(名称)

第1条 この会は、新屋地区自主防災協議会（以下「会」という。）という。

(組織)

第2条 この会は、新屋地区内の防災関係組織等をもって組織する。

2 この会の会員は、前項の組織の代表者をもって構成する。

(事務局)

第3条 この会の事務局は、事務局長宅に置く。

(目的)

第4条 この会は、会員相互の連携を密にするとともに、防災知識および技術の向上に努め、地震その他災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減をはかることを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 地震等に対する災害予防および防災技術に関すること。

(3) 消防機関および各防災関係組織等との情報交換に関すること。

(4) その他この会の目的達成のため必要と認める事業。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 事務局長 1名

(4) 幹事 若干名

(5) 顧問 若干名

(役員を選出)

第7条 前条に定める役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。

(役員任務)

第9条 会長は、この会を代表し会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局長は、この会の事務を行う。

4 幹事は、この会の運営および必要な事項について協議する

5 顧問は、この会の運営に協力する

(会議)

第10条 この会の会議は、総会および役員会とする。

2 会議は、必要に応じて会長が招集する。

3 会議の議長は、会長とする。

(委任)

第11条 この会則で規定するもののほか、この会の運営に必要な事項については、会長が別にこれを定める。

附 則

この会則は、平成13年9月1日より施行する。

この会則は、平成17年9月1日一部改正する。

この会則は、平成21年9月1日一部改正する。

この会則は、平成27年6月9日一部改正する

新屋地区自主防災協議会 役員輪番順

	年 度	町 内 名
1	平成27年度	緑 町
	）	笹 町
	平成28年度	北 新 町
2	平成29年度	南 新 町
	）	下 表 町
	平成30年度	中 表 町
3	平成31年度	上 表 町
	）	県 営 住 宅
	平成32年度	関 町 後
4	平成33年度	関 町
	）	愛 宕 町
	平成34年度	市 営 住 宅
5	平成35年度	大 川 町
	）	十 條 団 地
	平成36年度	比 内 町
6	平成37年度	駅 前 町
	）	沖 田 町
	平成38年度	田 尻 沢
7	平成39年度	高 美 町
	）	南 団 地
	平成40年度	は ま な す 町
8	平成41年度	日 の 出 町
	）	改 良 住 宅 町
	平成42年度	緑 町

副会長 2名、副事務局長 1名を3町内会会長より選出

新屋地区 各町内自主防災組織の結成状況

番 号	名 称	結成年月日	備 考
1	県営新屋住宅町内会自主防災隊	平成 2. 11. 1	
2	十條団地町内会自主防災隊	10. 5. 11	
3	新屋駅前町町内会自主防災会	11. 5. 31	
4	新屋比内町町内自主防災隊	11. 10. 18	
5	緑町町内会自主防災隊	13. 6. 11	
6	新屋中表町町内会自主防災隊	13. 9. 1	
7	大川町町内会自主防災会	14. 4. 15	
8	北新町町内会自主防災隊	14. 5. 27	
9	新屋笹町町内会自主防災隊	14. 6. 14	
10	日の出町町内会自主防災隊	15. 5. 11	
11	南新町町内会自主防災隊	15. 7. 31	
12	新屋南団地町内会自主防災隊	15. 9. 19	
13	新屋改良住宅町内会自主防災隊	15. 10. 10	
14	沖田町町内会自主防災隊	16. 4. 1	
15	愛宕町町内会自主防災隊	16. 6. 11	
16	田尻沢町町内会自主防災隊	16. 7. 2	
17	下表町町内会自主防災隊	16. 7. 20	
18	新屋はまなす町町内会自主防災隊	16. 10. 26	
19	上表町町内会自主防災隊	17. 4. 1	
20	新屋関町後町町内会自主防災隊	17. 4. 1	
21	新屋高美町町内会自主防災隊	19. 5. 17	
22	新屋関町町内会自主防災隊	19. 6. 1	
23	新屋市営住宅自主防災隊	22. 7. 1	